

VI 「道財政の中長期収支試算」等について

1 趣 旨

「新たな行財政改革の取組み（改訂版）」（平成20年2月）でお示しをした「道財政の中長期収支試算」について、平成23年度2定補正予算編成を踏まえたローリングを行い、今回お示しをするものです。

2 歳出削減等の取組状況

「新たな収支対策」に基づき、次のとおり歳出削減等に取り組みました。 (単位 億円)

区 分	H23対策額 (一般財源ベース)	主 な 内 訳
人 件 費	330	○給与の独自縮減措置の継続
投 資 的 経 費	56	○補助事業費 10億円 ○国直轄事業負担金 35億円 ○特別対策事業費・公共関連単独事業費 11億円
そ の 他 歳 出	84	○政策評価結果を踏まえた施策の見直し ○庁舎等維持費の縮減
歳 入 確 保	17	○使用料・手数料の見直し 1億円 ○歳出の見直しに係る代替財源確保 16億円
計	487	※給与の独自縮減措置の継続を含む

3 収支見直し

この試算は、現時点で見込み得る変動要素と「新たな収支対策」を踏まえて推計していますが、今後の国の地方財政対策や情勢の変化などによっては、変動があり得るものです。

○収支見直し（一般財源ベース）

(単位 億円)

区 分		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
歳 出	人 件 費	5,620	5,610	5,440	5,400	5,640	5,590	5,550
	投 資 的 経 費	1,080	990	740	670	620	570	530
	道 債 償 還 費	4,440	4,450	4,430	4,380	4,550	4,590	4,570
	義 務 的 経 費	4,180	4,250	4,230	4,260	4,350	4,440	4,530
	そ の 他 歳 出	1,520	1,470	1,570	1,580	1,550	1,550	1,550
	計 A	16,840	16,770	16,410	16,290	16,710	16,740	16,730
歳 入	道 税 ・ 交 付 税 等	14,040	14,170	14,470	14,280	14,320	14,440	14,630
	そ の 他 歳 入	1,720	1,740	1,530	1,570	1,550	1,550	1,500
	行 政 改 革 推 進 債	600	600	400	300	250	50	0
	計 B	16,360	16,510	16,400	16,150	16,120	16,040	16,130
	収 支 不 足 額 (B-A) C	▲ 480	▲ 260	▲ 10	▲ 140	▲ 590	▲ 700	▲ 600
	歳 出 平 準 化 対 策 D	390	170	▲ 80	▲ 50	190	250	▲ 40
	要 調 整 額 (C+D) E	▲ 90	▲ 90	▲ 90	▲ 190	▲ 400	▲ 450	▲ 640

道税・交付税等がH23水準で 推移した場合の要調整額E'				▲ 190	▲ 440	▲ 610	▲ 990
---------------------------------	--	--	--	-------	-------	-------	-------

○道債残高の推移

年度末道債残高見込み (道債残高目標ベース) ㉞	5.5兆円程度	5.4兆円程度	5.4兆円程度	5.3兆円程度	5.2兆円程度	5.0兆円程度	4.9兆円程度
年度末道債残高見込み ㉟	5.5兆円程度	5.6兆円程度	5.7兆円程度	5.8兆円程度	5.6兆円程度	5.5兆円程度	5.3兆円程度

(注) ㉞と㉟の差は、①減収補てん債（H19=164億円、H20=124億円、H21=89億円）、②補正予算債（H20=144億円、H21=43億円、H22=287億円、H23=22億円）、及び③臨時財政対策債の増発分（H21=927億円、H22=1,670億円、H23=1,190億円）の合計額。
これらの道債は、「新たな行財政改革の取組み」改訂以降に生じた経済環境の変化や地方財政対策に伴い発行が必要となったもの。

○試算の前提条件

区 分		内 容
歳 出	人 件 費	・「職員数適正化計画」及び「新たな収支対策」を反映し推計 ・退職手当は現時点の見込みにより推計
	投 資 的 経 費	・「新たな収支対策」を反映し推計 ・公共（直轄）は新幹線（～新函館）及び過年度償還分の増減を反映し推計
	道 債 償 還 費	・「新たな収支対策」に伴う新規道債発行の抑制による縮減を反映し推計 ・H24以降の利率は2.3%（10年債）で推計
	義 務 的 経 費	・保健福祉関係義務費は制度改正等を反映し推計
	そ の 他 歳 出	・「新たな収支対策」を反映し推計
歳 入	道 税 ・ 交 付 税 等	・地方財政計画の伸び率を参考にするとともに「新たな収支対策」を反映し推計 ・H23臨時財政対策債の増発に伴う交付税措置の増を見込み推計
	そ の 他 歳 入	・「新たな収支対策」を反映し推計
歳 出 平 準 化 対 策		・行財政改革の効果が一定程度現れるまで道債償還費に係る財政負担の平準化対策を実施（道債償還費のうち減債基金（満期一括償還分）への積立を留保）

4 平成23年度の状況

平成23年度につきましては、「新たな収支対策」を実施してもなお調整を要する額が▲100億円程度拡大し、▲190億円程度となりました。

このため、収支対策を追加して実施し、それでもなお不足する額については、国直轄事業負担金の一部を計上留保することとしました。

（単位 億円）

区 分	H23 (H20.2月改訂時) a	H23 (H23 2定時) b	増 減 (b - a)			
			金額	内 訳		
歳 出 A	16,370	16,290	▲ 80	人 件 費	100	○ 共済制度改正増等
				投 資 的 経 費	▲240	○ 国直轄事業負担金減等
				道 債 償 還 費	▲210	○ 金利減等
				義 務 的 経 費	▲ 50	
				保健福祉関係	100	○ 医療費増等
				そ の 他	▲150	○ 税関係交付金減等
そ の 他 歳 出	320	○ 施策水準維持・新規施策等				
歳 入 B	16,290	16,150	▲140	道 税 ・ 交 付 税 等	100	○ 交付税増等
				そ の 他 歳 入	▲140	○ 地方消費税清算金減等
				行 政 改 革 推 進 債	▲100	○ 発行額減
収 支 不 足 額 (B - A) C	▲ 80	▲140	▲ 60			
歳 出 平 準 化 対 策 D	▲ 10	▲ 50	▲ 40			
要 調 整 額 (C + D) E	▲ 90	▲190	▲100			

追加収支対策	歳出平準化対策	50
	減債基金	50
国直轄事業負担金計上留保		90

5 平成24年度以降の収支見通し

平成24年度以降においても、「要調整額」が拡大する見込みとなっていることから、平成24年度当初予算編成までに、必要な対策を検討します。

6 「新たな収支対策」(平成20年2月)の内容

- 「新たな行財政改革の取組み」の残された推進期間の中で、歳入・歳出両面にわたる徹底した見直し
- 投資的経費については、7年間の推進期間において計画的な縮減
- こうした取組みにより新規道債発行の抑制を図り、現行の枠組みを前提として、平成26年度末の道債残高について概ね5兆円程度を目標

区 分		内 容																								
歳 出 削 減	人 件 費	○新たな給与の独自縮減（H23年度までの4カ年の措置） <ul style="list-style-type: none"> 1 一般職 <ul style="list-style-type: none"> ・給料の縮減～管理職員▲9%、その他の職員▲7.5% ・管理職手当の縮減～管理職員▲20% ・期末・勤勉手当の縮減～算出基礎額のうち役職段階別加算額の1/3相当額を減額 ・査定昇給の凍結 2 特別職 <ul style="list-style-type: none"> ・給料の縮減 ～知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲15%、その他の常勤の特別職▲10% ・期末手当の縮減 ～知事▲25%、副知事▲20%、教育長▲18%、その他の常勤の特別職▲15% 																								
	投資的経費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>H20</th> <th>H21～26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">公 共 事 業 費</td> <td>補 助 事 業 費</td> <td>▲ 11%程度</td> <td>▲ 8%程度</td> </tr> <tr> <td>国 直 轄 事 業 負 担 金</td> <td>▲ 4%程度</td> <td>▲ 3%程度</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">投 資 単 独 事 業 費</td> <td>特 別 対 策 事 業 費</td> <td>▲ 9%程度</td> <td>▲ 7%程度</td> </tr> <tr> <td>公 共 関 連 単 独 事 業 費</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">施 設 等 建 設 工 事 費</td> <td>㊟規模継続</td> <td>同 左</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		H20	H21～26	公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	▲ 11%程度	▲ 8%程度	国 直 轄 事 業 負 担 金	▲ 4%程度	▲ 3%程度	投 資 単 独 事 業 費	特 別 対 策 事 業 費	▲ 9%程度	▲ 7%程度	公 共 関 連 単 独 事 業 費			施 設 等 建 設 工 事 費		㊟規模継続	同 左		
	区 分		H20	H21～26																						
	公 共 事 業 費	補 助 事 業 費	▲ 11%程度	▲ 8%程度																						
国 直 轄 事 業 負 担 金		▲ 4%程度	▲ 3%程度																							
投 資 単 独 事 業 費	特 別 対 策 事 業 費	▲ 9%程度	▲ 7%程度																							
	公 共 関 連 単 独 事 業 費																									
施 設 等 建 設 工 事 費		㊟規模継続	同 左																							
道債償還費	○高金利の財政融資資金等の繰上償還 ○新規道債発行の抑制による圧縮																									
その他歳出	○一般施策事業費及び施設等維持管理費 H20年度は前年度対比▲10%程度 H21～23年度は前年度対比▲5%程度																									
歳 入 確 保	○道税の徴収強化、使用料・手数料等の見直し、遊休資産等の売却促進																									

7 道財政の健全化に向けたこれまでの取組み

- 平成9年9月に「財政健全化推進方策」を策定し、各種施策の見直しを実施
- 平成11年4月に「財政非常事態宣言」、同年11月には、「財政の中期試算と今後の対処方針」を策定し、施策の見直し、人件費の縮減などの諸対策を実施
- 平成13年9月に「道財政の展望」を策定し、当面の1,000億円を超える収支不足に対処するとともに、歳入・歳出全般にわたる構造改革の取組みを実施
- 平成16年8月に「道財政立て直しプラン」を策定し、平成17年度から19年度までの「集中対策期間」において、施策の聖域なき見直しと歳入の確保により1,700億円の財源を捻出するとともに、行財政構造の抜本的改革を実施
- 平成18年2月に「新たな行財政改革の取組み」を策定し、平成19年度において見込まれる1,800億円の収支不足額の解消に向け、歳出の大幅削減と歳入確保に取組むとともに、持続可能な行財政構造の確立に向けた抜本的改革を実施
- 平成20年2月に「新たな行財政改革の取組み」の改訂版を策定し、更なる収支不足額の拡大に対処するため、新たな収支対策に基づく歳出削減等の取組みと行政改革の取組みを加速

区 分		取 組 みの 概 要	
歳 出 削 減	人件費の抑制	職員数適正化計画による職員数削減	
	一 般 職 員	給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑩から⑭までの5ヵ年間で知事部局職員の職員数5%削減 ・⑮から⑳までの10ヵ年間で知事部局職員の職員数15%削減 ・㉑から㉒までの10ヵ年間で知事部局職員の職員数35%削減 ・⑬から㉒までの10ヵ年間で教育庁事務局の職員数15%削減
		管理職手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑮～⑰ 1.7%縮減 ・⑱～⑲ 10%縮減 ・㉑～㉓ 管理職員9%縮減 その他の職員7.5%縮減
		期末・勤勉手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑪～⑰ 5%縮減 ・⑱～⑲ 20%縮減 ・㉑～㉓ 20%縮減
		給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑪ 5%縮減 ・⑫～⑭ 管理職手当16%以上の職員10%、その他の職員7.5%縮減 ・⑱～⑲ 算出基礎額から役職段階別加算額を除外、特定の管理職員は更に支給額を5%縮減 ・㉑～㉓ 算出基礎額から役職段階別加算額の1/3相当額を減額
	特 別 職	給料の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑪ 知事・副知事・出納長5%、その他の常勤の特別職3%縮減 ・⑫～⑰ 知事・副知事・出納長10%、その他の常勤の特別職5%縮減 ・⑱～⑲ 知事25%、副知事20%、その他の常勤の特別職15%縮減 ・㉑～㉓ 知事25%、副知事20%、教育長15%、その他の常勤の特別職10%縮減
		期末手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑪ 知事・副知事・出納長10%、その他の常勤の特別職8%縮減 ・⑫～⑭ 知事・副知事・出納長20%、その他の常勤の特別職15%縮減 ・⑮～⑰ 知事・副知事・出納長15%、その他の常勤の特別職10%縮減 ・⑱～⑲ 知事25%、副知事20%、その他の常勤の特別職18%縮減 ・㉑～㉓ 知事25%、副知事20%、教育長18%、その他の常勤の特別職15%縮減
		退職手当の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・⑱～⑲ 10%縮減 ・㉑～㉓ 10%縮減
	投資単独事業の抑制	特別対策事業 公共関連単独事業 施設等建設工事費	<ul style="list-style-type: none"> ・⑱～⑲ 特別対策事業、公共関連単独事業の大幅な削減 ・㉑～㉒ ⑳は9%程度、㉑～㉒は7%程度削減 ・⑮～ 施設整備方針に基づき、施設の改築を耐用年数満了まで延期 ・⑰～⑲ 工事着工、設計着手は原則繰り延べ ・㉑～㉒ 原則、㉑規模（一般財源ベース）を継続
	一般施策事業の見直し等		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価による事業の見直し ・関与団体の見直し（団体数 ピーク時①201→㉑110） ・奨励的補助金、団体補助金、上置補助金等の縮減 ・指定管理者制度の導入 ・特別会計繰出金の縮減 など
歳 入 確 保	道 税 収 入 の 確 保		
	使用料・手数料の見直し		
	財 産 収 入 の 確 保		